

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく  
利根川下流域の減災に係る取組方針  
(案)

平成２８年９月３０日

令和８年６月４日改定

利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

龍ヶ崎市、取手市、潮来市、稲敷市、神栖市、河内町、利根町、銚子市、成田市、佐倉市、柏市、八千代市、我孫子市、四街道市、印西市、白井市、香取市、船橋市、富里市、酒々井町、栄町、神崎町、東庄町、利根川水系県南水防事務組合、稲敷地方広域市町村圏事務組合、印旛利根川水防事務組合、千葉県長沼水害予防組合、茨城県、千葉県、独立行政法人水資源機構、気象庁、東日本旅客鉄道株式会社、銚子電気鉄道株式会社、北総鉄道株式会社、千葉ニュータウン鉄道株式会社、成田空港高速鉄道株式会社、国土交通省関東地方整備局

## 1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

こうした背景から、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。この答申を踏まえ、国土交通省は新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」を発表した。

利根川下流域における「水防災意識社会」の再構築を目的に、地域住民の安全・安心を担う沿川 21 市町（龍ヶ崎市、取手市、潮来市、稲敷市、神栖市、河内町、利根町、銚子市、成田市、佐倉市、柏市、八千代市、我孫子市、四街道市、印西市、白井市、香取市、酒々井町、栄町、神崎町、東庄町）、4 水防事務組合（利根川水系県南水防事務組合、稲敷地方広域市町村圏事務組合、印旛利根川水防事務組合、千葉県長沼水害予防組合）、茨城県、千葉県、独立行政法人水資源機構（利根川下流総合管理所、千葉用水総合管理所、霞ヶ浦用水管理所）、気象庁（水戸地方気象台、銚子地方気象台）、国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所で構成される「利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 5 月 25 日に設立した。

本協議会では、利根川下流域における洪水・浸水被害の特徴、現状の取組状況とその課題を踏まえ、平成 32 年度までに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成員が計画的・一体的に取り組む事項について検討を進め、その結果を「利根川下流域の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめた。

令和 2 年 7 月、社会資本整備審議会は気候変動に対応するため、あらゆる関係者が協働する「流域治水」への転換を答申した。これを受け、令和 3 年 3 月に「流域治水プロジェクト」が策定され、同年 7 月には関連法が施行された。

さらに令和 5 年 8 月には、住民や企業の主体的な行動を促す「水災害の自分事化」の行動計画が公表された。これにより、個人のリスク認知から、流域全体の被害や対策の全体像を捉えた行動の深化へと、取組が推進されることとなった。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。



北 総 鉄 道 株 式 会 社	安 全 推 進 担 当 課 長
千 葉 ニ ュ ー タ ウ ン 鉄 道 株 式 会 社	施 設 管 理 部 長
成 田 空 港 高 速 鉄 道 株 式 会 社	施 設 管 理 第 一 部 長
国 土 交 通 省 関 東 地 方 整 備 局	利 根 川 下 流 河 川 事 務 所 長

### 3. 利根川下流域の概要と主な課題

#### ■利根川下流域の地形的特徴と洪水の特性

利根川は、その源を群馬県利根郡みなかみ町の大水上山（標高1,831m）に発し、赤城、榛名両山の間を南流し、前橋市付近から流向を南東に変える。その後、烏川を合わせ、広瀬川、小山川等を合流し、栗橋付近で渡良瀬川を合わせ、野田市関宿付近において江戸川を分派し、さらに東流して守谷市付近で鬼怒川、取手市付近で小貝川等を合わせ、神栖市において霞ヶ浦に連なる常陸利根川を合流して、銚子市において太平洋に注ぐ、流域面積全国1位（16,840 km<sup>2</sup>）の一級河川である。

流域は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都（以下「1都5県」という。）の1都5県にまたがり、首都圏を擁した関東平野を流域として抱え、日本の総人口の約10分の1にあたる約1,279万人の人々が生活している。

本協議会の対象とする利根川下流域とは、広大な利根川本川流域の最下流にあり、鬼怒川の合流点下流に位置する取手地点（86.7k）～河口までの区間である。

利根川下流域は主に常陸台地・下総台地と河川沿いの低平地で形成されている。低平地には手賀沼や印旛沼などの湖沼や低湿地が数多く見られるとともに、広大な穀倉地帯が続いている。また、小貝川や手賀川、長門川、常陸利根川などの多数の支川が合流している。

河道は小貝川合流後の川幅の狭い箇所を流下したところで手賀川と合流、その後は概ね500m程度の川幅で蛇行しながら流下し、河口付近で1km程度の川幅となって太平洋に注いでいる。また、河床勾配は1/6,000から河口に向かってレベルへと変化する程度の非常に緩やかな状態が続いている。

このような地形・河道特性を有するため、上流域に降った大雨による洪水ピークの到達に時間がかかることや、洪水になってからの継続時間が長いこと、また、潮位や波浪の影響から流量に係わらず水位上昇が発生する場合があることなど洪水に下流域ならではの特性を有している。さらに利根川は流量が多いことから、ひとたび堤防が決壊した場合には、大量の氾濫水が低平地に溢れ出し、浸水が長期化することが想定される。なお、氾濫は低平地に広範囲に浸水が広がる「拡散型氾濫」と支川や高台に挟まれ浸水深が大きくなる「貯留型氾濫」の地域が存在する。

#### ■過去の被害状況と河川改修状況

利根川における本格的な治水事業は、天正18年（1590年）の徳川家康の入府により開始されたと言える。その後も寛永元年（1624年）、享保13年（1728年）、天明6年（1786年）、明治期においても明治43年などに水害が発生し、昭和においては、昭和22年9月のカスリーン台風により利根川が決壊し東京都に浸水した水害が発生した。

利根川下流河川事務所管内においては昭和56年（1981年）8月台風15号による利根川の支川「小貝川」が左岸3.75km付近の堤防決壊により水害が発生した。近年では、下流部の河口付近の潮位の影響を受け水位が高い時に、溢水氾濫や内水氾濫による浸水被害が沿川で発生し

ている。特に令和元年（2019年）10月台風第19号による出水では、利根川本川の取手観測所、押付観測所において、避難判断水位に到達した。また、横利根観測所においては、はん濫危険水位に到達した。取手観測所の水位が避難判断水位7.20mを超えたのは昭和57年（1982年）以来37年ぶり、横利根観測所の水位がはん濫危険水位4.40mを超えたのは昭和34年（1959年）以来60年ぶりとなった。

このような度重なる洪水被害から流域の安全を守るために、明治33年の第1期改修工事に着手以降、現在に至るまで、河道の拡幅や堤防の築造、補強、内水対策などの改修を推進するなど利根川下流域の河川改修は時代と共に強化されてきた。

現在においても、計画に対し堤防断面が不足している区間や流下能力が不足している区間等の整備を進めている。

#### ■利根川下流域の社会経済状況

利根川下流域の最上流部にあたる取手市や我孫子市では、JR常磐線、国道6号線など、交通網が発達し、首都圏のベッドタウンとして開発が進み、人口や資産が集中している。

また、中流部では、沿川に広大な穀倉地帯が広がり農業を主体とした地域、また、観光を主体とした地域を有している。

さらに、最下流部においては左岸側に鹿島臨海工業地帯や鹿島港を有する神栖市、右岸側の銚子市では、全国屈指の水揚げ量を誇る銚子漁港を有している。

利根川下流域において浸水被害が発生した場合には、社会経済への影響が懸念される。

#### ■取組を進める上での主な課題

- ・ 洪水ピークの到達に時間を要するため台風等通過から時間が経過した後に水位が上昇したり、また、一方で潮位等の影響でも水位が上流域の洪水に関係なく上昇したりと、異なった事象による洪水の発生を想定する必要がある。（情報発信、防災教育など）
- ・ 拡散型又は貯留型と地域のおかれた氾濫の形態に対応した市町は避難計画を策定する必要がある。（広域避難、長期避難、高台等への避難、他河川の氾濫との同時発生など）
- ・ 水位が高い状態が長い時間、長い距離にわたって発生する危険性があるため、長時間及び長距離（複数箇所）の監視、水防活動を必要とする。（行政単位、組合単位の活動ではない広域的な連携や複数団体での合同訓練など）
- ・ 氾濫水の排除が河口に近く水位が下がりにくいいため困難な状況下において、氾濫後の早期の社会及び生活機能回復のための効率的、効果的な排水計画の策定、施設等配備が必要である。（排水機場の耐水化、可搬式ポンプの配備、排水経路の計画策定、整備など）

#### 4. 現状の取組状況・課題

利根川下流域における減災に係る取組として、各構成員が現在実施している洪水時の情報伝達や水防に関する事項等についての現状および課題を抽出し、以下のとおり取りまとめた。

##### ①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状○と課題●	
1. 避難指示等の発令基準	○沿川市町：避難指示等の発令基準を定め、避難指示等に着目したタイムラインを策定している。 ○沿川市町以外の事例：避難指示等の発令基準を定めている。氾濫水到達までに数時間を要するため避難指示等に着目したタイムラインを策定している市町もある。	
	●沿川市町：避難は地区単位で発令するため、避難対象地域が必要以上に広範囲となる傾向がある。 ●沿川市町以外：水位等による明確な発令基準の設定が必要である。	1-1
	●沿川市町：避難指示等に着目したタイムラインをロールプレイ等で検証ができていない。 ●沿川市町以外：利根川下流河川事務所と避難指示等に着目したタイムラインを作成する必要がある。	1-2
2. 避難場所・避難経路	○避難場所は指定しており、想定最大規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。 ○避難場所は指定しているが、避難経路の指定はしていない。 ○避難場所は利根川本川だけでなく、支川の氾濫や土砂災害なども想定している。	
	●広範囲に浸水する場合には、避難者数の増加や避難所の浸水等により、市町内での避難所が不足することが懸念される。	1-3
	●避難経路の指定を行っていないため、住民の迅速な避難が確保できない恐れがある。	1-4
	●利根川と支川（小貝川・手賀川・常陸利根川等）に挟まれている市町では、避難の方向や場所が限定されるため、適切な避難経路や場所の指定が難しい。	1-5
3. リスク情報の周知	○計画規模降雨の洪水ハザードマップを作成し、住民へ周知済みである。 ○既存のハザードマップ等は、外国人等への情報提供（多言語対応等）について十分に対応できていない。 ○雨の降り方が変化していること等を「新たなステージ」と捉え、危機感をもって防災・減災対策に取り組むことが必要な状況。	
	●想定最大規模降雨による浸水想定区域図、氾濫シミュレーションを作成し公表済みである。 【令和3年度時点完了し、以後継続的な見直しを実施】	1-6
	●避難を促す状況情報の提供、避難指示等の的確な発令のための市町村長への支援が必要。	1-7
	●外国人等の要配慮者に対してもリスク情報が適切に伝わるよう、分かりやすい資料（マップ等）の整備が必要である。	1-8①

	●想定最大規模の外力を対象とした洪水ハザードマップを継続し住民へ周知する必要がある。	1-8②
4. 避難住民等への情報伝達体制や方法	○避難訓練を年1回実施している。 ○避難訓練を実施していない自治体もある。	
	●より現実的な条件に基づいた避難訓練が必要である。 ●自治会や自主防災組織と連携した避難訓練が必要である。 ●国、市町、住民等が連携した段階的な訓練を実施し、地域防災体制を構築する必要がある。	1-9
5. 住民等への情報伝達体制や方法	○住民が自ら水害のリスクを察知し主体的に避難出来るツールが利用可能(水害リスクライン)。 ○スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練は一部機関で実施されている。 ○水防災意識社会の説明資料を作成されている市町がある。 ○水防災に関する住民からの問い合わせに関しては、窓口の整備が進んでいるが、質問内容を踏まえ、担当部署が個別に対応している。 ○水防災については、出前講座や共同点検、広報誌などで啓発を行っている。 ○小中学校を対象とした水防災教育への授業支援の実施が進んでいる。 ○学校の先生方への水災害等の理解促進の取組については、講習会等を実施している市町がある。 ○防災行政無線やコミュニティFM、緊急速報メール、防災メール、市町Web(HP)、X等のSNSによる情報発信、広報車による周知、Lアラートによる報道機関等への情報提供等を実施している。	
	●住民が自ら水害のリスクを察知し主体的に避難出来る、より実効性の有る「住民目線のソフト対策」が有れば避難に際し有効である。	1-10
	●IT機器を活用した避難訓練は一部機関で実施しているものの、実際の運用や定着には至っていない機関がある。	1-11
	●水防災意識社会に関する住民への説明資料の作成と、住民の理解を効果的に促す広報が必要である。	1-12
	●担当部署ごとに対応しているため、市民からの質問が共有できていない。(担当部署を決めていない) ●同じような問い合わせが多い。	1-13
	●水防災に関しては、住民に十分に認識されていないことが懸念される。	1-14
	●水防災教育を行う職員に限られている。また、学校の授業科目との調整を要する。 ●水防災教育に使用する教材の作成が必要である。	1-15
	●教員への水災害に関する理解、必要性の理解が図れていない。	1-16
	●大雨・暴風により防災行政無線や広報車の音声聞き取りにくい状況がある。 ●スマートフォンによる、防災情報入手方法について、広報充実を行う。	1-17
	6. 避難誘導體制	○避難誘導は、市町、消防、警察、水防団(消防団)、自主防災組織等が実施している。 ○避難時に公共交通機関による輸送については体制の確保・協議が進められている。 ○避難所等の施設に関する案内表示板等を整備している。 ○迅速な避難を実現するための取組を行っている。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要配慮者利用施設における避難に関する取組（避難確保計画の作成及び避難訓練の実施）を推進している。</li> <li>○住民が時系列で自らの防災行動を整理する取組（マイ・タイムライン等）は、一部の実施に留まっている。</li> <li>○要配慮者等の逃げ遅れを防ぐための、個別の避難計画策定が十分に進んでいない。</li> <li>○避難所における感染症対策の検討は進められているが、外国人等への対応（多言語対応等）を含めた具体的な運営ルールについては一部明確になっていない。</li> <li>○大規模災害が見込まれる際の鉄道の計画運休等について、自治体への情報提供ルールやタイミングが一部明確になっていない。</li> <li>○鉄道運休時に発生する駅周辺での滞留者（帰宅困難者等）への対応手順や役割分担が一部明確になっていない。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関等の役割は地域防災計画等で定められているが、実効性の検証が必要である。</li> </ul>	1-18
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広範囲な浸水を想定した場合、公共交通機関等を活用した避難計画の検討が必要である。</li> <li>●公共交通機関の輸送力が限られている。</li> </ul>	1-19
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難誘導に係る標識の設置は、市町内の一部に限定されており、不十分である。</li> <li>●案内表示板が劣化している。</li> </ul>	1-20
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●迅速な避難を実現するための取組を一部地域においては行っている。</li> </ul>	1-21
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難確保計画の策定を推進していく必要がある。</li> </ul>	1-22①
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要配慮者利用施設は、職員が少なく、移動させる事が困難な要配慮者が居るため、実践的な避難訓練の実施に課題がある。</li> <li>●災害時の具体的な避難支援や避難誘導體制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できない恐れがある。</li> </ul>	1-22②
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民一人ひとりが「自分事」として災害リスクを認識し、主体的に避難できるよう、マイ・タイムライン等の普及啓発が必要である。</li> <li>●自ら避難することが困難な者に対し、実効性のある個別避難計画の策定を推進する必要がある。</li> </ul>	1-23
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染症拡大防止とあわせて、外国人等の要配慮者も安心して滞在できる受入体制及び具体的な対応手順の整理が必要である。</li> </ul>	1-24
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者への周知や混乱を防ぐため、鉄道事業者と自治体が連携し、計画運休等の判断を早期に共有する仕組みが必要である。</li> <li>●駅周辺における混乱防止や利用者の安全確保に向けた、事業者との連携体制の構築が必要である。</li> </ul>	1-25

② 水防活動に関する事項		
項目	現状○と課題●	
7. 河川水位等に係る 情報提供	○HP や広報誌等による水防訓練の報告や水防の啓発ポスターの掲示、説明会、防災訓練等の機会を通じて説明を実施している。 ○水防訓練は年1回程度、近隣市町とも合同で実施している。(防災訓練含む) ○水防団(消防団)への連絡系統については、災害対策本部から水防団(消防団)への連絡体制を定めており、情報提供を実施している。 ○一市町又は一水防事務組合の範囲を超えた浸水への取組は、広域的な水防支援体制の推進や広域避難計画の策定の中で具体的に進められている。	
	●説明会等では、水防の広報の効果が一過性に終わっている。 ●水防等の必要性について住民等にわかりやすく説明するための資料が不足している。	2-1
	●水防技術の維持、向上、後継者の育成、士気の高揚を図るのは水防訓練が極めて重要な役割を担う。	2-2
	●現場で作業を実施している水防団等への連絡系統の維持、運用は伝達訓練を行う事が最適である。 ●迅速かつ正確に情報伝達できない懸念が有る。	2-3
	●広域的な浸水を想定し、隣接市町と合同による水防訓練が必要である。	2-4
	●利根川下流域の水防活動は、広範囲かつ長時間になると想定されるため一水防事務組合の範囲を超える広域的な連携が不可欠となる。 ●他市町・水防事務組合との情報共有・連携等の支援体制の構築が必要である。	2-5
8. 河川の巡視区間	○河川巡視に必要となる区間については地域防災計画に位置づけている。 ○水防団員の募集は定期的を実施しているが、水防協力団体の募集はポスターを掲示しているのみ。また、水防団員は内水対応で手一杯であり、利根川の水防活動は困難な状況。 ○水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有を図るため、住民を含めた共同点検を実施しているが、一部住民のみとなっている。	
	●巡視の頻度は明確になっていない。 ●洪水時の巡視担当者の安全確保に懸念が有る。	2-6
	●水防活動の必要な延長が長く、また、先行する低地地域の内水対応の水防活動に人員を割いているため、利根川の水防活動に従事する水防団員の確保が困難である。 ●水防団員の不足や高齢化が進んでいる。	2-7
	●地域住民が水害リスクの高い箇所の現場や水防活動についての理解を得ているとは言い難い。	2-8
9. 水防資機材の整備 状況	○水防活動への建設会社の支援に関する協定を締結している。 ○水防資機材は計画している数量は一部配備している。 ○土のう袋等の資機材を備蓄しているが、新技術の水防資機材は検討・試行段階に留まっている。	
	●水防活動へ活用する重機が不足している。 ●対応可能な建設業者が不足している。	2-9
	●有用な新技術を活用した水防資機材に関する情報が不足しているため、配備に至っていない。	2-10

10. 市町庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	○水害 BCP（事業継続計画）は作成していない市町がある。 ○浸水範囲に立地する庁舎等の施設がある。 ○大規模工場等が立地する市町がある。 ○大規模工場等への浸水リスクの説明等には至っていない市町がある。 ○自治会等への自衛水防に関する周知が不十分である。 ○できる限りの予算の確保に努め鋭意対策を実施しているところ。 ○高台に有るため浸水対策が必要ない地域や施設がある。	
	●水害に対する BCP を未作成の市町がある。	2-11
	●洪水時における庁舎等の機能確保のための対応マニュアルを未作成の市町がある。	2-12
	●企業への浸水リスク情報の提供、周知活動が十分でない。（浸水区域内に立地する大規模工場等がある市町において、取組を推進する必要がある。）	2-13
	●自衛水防の必要性や浸水リスク情報の周知が不十分である。	2-14
	●大規模な水害時には、庁舎や災害拠点病院等が浸水し、機能が低下・停止する恐れがある。 ●非常用電源、重要設備の耐水性は全ての施設において確保するには至っていない。	2-15

### ③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状○と課題●	
11. 排水施設、排水機資材の操作、運用	○利根川の決壊による浸水に対し、現状の排水施設、排水資機材だけでは住民避難や社会機能回復の対応は十分でないことが懸念される。 ○樋管等閉扉の確実な操作による内水被害発生軽減が必要である。 ○氾濫水をより迅速に排水するための排水作業準備計画書は作成されている。 ○氾濫水を迅速に排水するための実践的な排水訓練が不足している。	
	●今後想定される大規模浸水に対し、確実な住民避難や早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。	3-1
	●樋門等閉扉による内水被害の確実な操作を行える体制を確保する必要がある。	3-2
	●既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ、排水計画を検討する必要がある。	3-3
	●氾濫した場合を想定した排水訓練を行い効果を検証する必要がある。	3-4

### ④ 河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状○と課題●	
1. 堤防等河川管理施設の現状の整備状況	○堤防が未整備の区間や計画に対し流下能力が不足している区間において堤防整備や河道掘削などを進めている。 ○CCTV カメラ等の設置、維持管理を実施している。	
	●堤防が未整備の区間や流下能力が不足している区間では、水害の発生に対するリスクが高い。 ●現況把握のための設備が不十分な区間が有る。	4-1

## 5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して令和8年度から令和12年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

### 【5年間で達成すべき目標】

利根川下流部において洪水被害に対する住民の避難行動につなげてもらうため水災害の自分事化の取組を推進し、関係主体が協働して「逃げ遅れゼロ」を目指す。

※ 逃げ遅れ：立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

上記目標の達成に向け、利根川下流部において、以下の項目を3本柱とした取組を実施する。

- ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
- ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組
- ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

利根川下流域の減災に係る取組方針において、流域治水プロジェクトの取組方針とともに、住民防災意識調査及び「水災害の自分事化」の提言を踏まえて、氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

特に、以下の3項目について、利根川下流域で重点的に取り組んでいく。

- ①水災害を「自分事」にする：受動的広報から能動的啓発へ
- ②リーダーが「旗を振る」：率先避難を促す共助の核づくり
- ③防災力を「底上げする」：日常と教育を起点とした防災力の連鎖

## 6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

(別紙－1 参照)

### 1) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期については、以下のとおりである。

#### ① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

項目	概ね5年での取組内容	課題の対応	目標時期
1. 避難指示等の発令基準	・沿川市町：想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。 ・沿川市町以外：洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。	1-1	継続実施 (H28～)
	・沿川市町：基準水位見直しや災害対策基本法等の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。 ・沿川市町以外：災害対策基本法等の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。	1-2	
2. 避難場所・避難経路	・広域避難計画策定の推進を図る。	1-3	継続実施 (H28～)
	・広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。	1-4 1-5	
3. リスク情報の周知	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表。 【令和3年度時点で完了、以後継続的な見直しを実施】	1-6	継続実施
	・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善（水害時の情報入手のし易さサポート）。 【令和3年度時点で完了、以後継続的な見直しを実施】	1-7	
	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施（水防法第15条の11）するとともに外国人対応の防災マップを作成する。	1-8①	継続実施 (H29～) R12年度 (外国人対応)
	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。（水防法第15条の11）	1-8②	
4. 避難住民等への情報伝達体制や方法	・円滑な避難行動を実施するため国、市町（災害対策本部）、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動を段階的な訓練を実施し、地域防災体制の構築を図る。	1-9	継続実施 (H28～)
5. 住民等への情報伝達体制や方法	・洪水情報のプッシュ型配信の実施。 【令和3年度時点で完了し、以後継続的な見直しを実施】	1-10	継続実施
	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。	1-11	継続実施 (H28～)
	・水防災意識社会に関する資料等の作成及びイベント等による広報を推進する。	1-12	継続実施 (H29～)

	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	1-13	継続実施 (H28~)
	・水防災に関する説明会の開催や、住民の方々を対象としたシンポジウム等の開催を行う。	1-14	継続実施 (H28~)
	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	1-15 1-16	継続実施 (H29~)
6. 避難誘導体制	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	1-18 1-19 1-20	継続実施 (H29~)
	・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	1-21	R12年度
	・要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)	1-22①	R12年度
	・要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3)	1-22②	R12年度
	・沿川市町：住民一人一人の避難計画(「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」)の策定推進及び訓練を実施していく。	1-23	継続実施 (R3~)
	・避難所の開設に伴う、感染症や外国人等に対する対応を含めた避難所マニュアル等についての検討・整備を行う。	1-24	継続実施 (R3~) R12年度 (外国人対応)
	・鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運休の時期等を検討し、情報共有を図る。	1-25	継続実施 (R3~)
7. 河川水位等に係る情報提供	・水防に関する広報を推進していく。	2-1	継続実施
	・水防(防災)訓練を実施する。	2-2	継続実施
	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	2-3	継続実施
	・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	2-4	継続実施 (H29~)
	・広域的な水防支援体制を推進していく。	2-5	継続実施

② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み

項目	概ね5年での取組内容	課題の対応	目標時期
8. 河川の巡視区間	・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	2-6	継続実施 (H28~)
	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	2-7	継続実施
	・沿川市町：毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。 ・沿川市町外：水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	2-8	継続実施 (H28~)

9. 水防資機材の整備状況	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	2-9	継続実施 (H28~)
10. 市町庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	2-11	R12年度
	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	2-12	R12年度
	・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	2-13	R12年度
	・自助としての自衛水防（水防活動）の重要性を説明会等により病院・企業等へ周知する。	2-14	継続実施 (H29~)

③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

項目	概ね5年での取組内容	課題の対応	目標時期
11. 排水施設、排水機資材の操作、運用	・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を作成し、実出水や訓練等を踏まえ継続的な見直し等を行う。 【令和6年度に作成済、以後継続的な見直しを実施】	3-1 3-2 3-3	継続実施
	・排水計画等を考慮した排水訓練を実施する。（内水氾濫も含む）	3-4	R12年度

2) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施する以下のハード対策については、流域治水プロジェクトで対応する。

① 洪水を河川内で安全に流す対策、危機管理型ハード対策

項目	概ね5年での取組内容	課題の対応	目標時期
1. 洪水を河川内で安全に流す対策	・優先的に実施する堤防整備	4-1	-
2. 危機管理型ハード対策	・優先的に実施する堤防天端の保護	4-1	-

②避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

1. 雨量・水位等の観測データ及び洪水等の状況を把握・伝達するための基盤の整備	・簡易水位計や量水標、CCTVカメラ等の設置	4-1	-
2. 住民等への情報伝達体制や方法	・円滑かつ迅速な避難に資する施設（ハード）整備	1-17	-
3. 水防資機材の整備	・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理	2-10	-
4. 市町庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施	2-15	-

## 7. フォローアップ

各構成員は、取組内容を組織的、計画的、継続的に実施するため、各構成機関の取組内容を、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映する。

本協議会は毎年出水期前に開催し、取り組みの進捗状況を確認する。取組内容の修正が必要な場合は、技術開発の動向等を収集した上で、取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

No.	利根川下流域の減災に係る取組項目（令和8年度～令和12年度）
1.ソフト対策	
<b>(1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組</b>	
1	沿川市町：想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。
2	沿川市町以外：洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。
3	沿川市町：基準水位の見直しや災害対策基本法等の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。
4	沿川市町以外：災害対策基本法等の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。
5	広域避難計画策定の推進を図る。
6	広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。
7	想定最大外力を反映した洪水HMを策定(水防法第15条の11)するとともに <b>外国人対応の防災マップを作成する。</b>
8	想定最大外力を反映した洪水HM等の配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)
9	円滑な避難行動を実施するため <b>国、市町(災害対策本部)</b> 、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、段階的な訓練を実施し、 <b>地域防災体制の構築を図る。</b>
10	スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。
11	水防災意識社会に関する資料等の作成及び <b>イベント等</b> による広報を推進する。
12	水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。
13	水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンポジウム等の開催を行う。
14	小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。
15	避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。
16	日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。
17	要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)
18	要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3)
19	沿川市町：住民一人一人の避難計画(「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」)の策定推進及び訓練を実施していく。
20	避難所の開設に伴う、感染症や <b>外国人等に対する対応を含めた避難所マニュアル等</b> について検討・整備を行う。
21	鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運休の時期等を検討し、情報共有を図る。
<b>(2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組</b>	
22	水防に関する広報を推進していく。
23	水防(防災)訓練を実施する。
24	水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。
25	隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。
26	広域的な水防支援体制を推進していく。
27	広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。
28	水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。
29	沿川市町：毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。
30	沿川市町外：水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。
31	地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。
32	洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。
33	洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。
34	大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。
35	自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により <b>病院・企業等</b> へ周知する。
<b>(3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組</b>	
36	河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成し、実出水や訓練等を踏まえ継続的な見直し等を行う。
37	排水計画等を考慮した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)